

被扶養者認定に必要な添付書類一覧

被保険者との続柄	扶養申請事由	申請に必要な証明書類（添付書類）
配偶者 (配偶者の子)	婚姻	①戸籍抄本の写し ②収入状況等に関する各種証明書（下記参照）
配偶者 18歳以上の子 実父母 祖父母 兄弟姉妹 曾祖父母	退職	【雇用保険を受給しないとき】 ①源泉徴収票または退職証明書の写しの写し ②離職票（Ⅰ）と（Ⅱ）の写し ③扶養申請書の雇用保険受給資格欄に誓約の署名・捺印が必要 【雇用保険受給期間終了後】 ①源泉徴収票または退職証明書の写し ②「支給終了印」のある雇用保険受給資格証の写し 【雇用保険受給期間延長中】 ①源泉徴収票または退職証明書の写し ②「支給期間延長通知書」の写し 【雇用保険適用除外者】 ①源泉徴収票または退職証明書の写し ②雇用保険未加入証明書または直近の給与明細の写し
	収入が基準額未満	【給与収入がある場合】 ①雇用契約書または直近3ヵ月分の給与明細の写し 【労働条件が変わった場合】 ①雇用契約書（労働条件通知書）の写し 【自営業・農業収入がある場合】 ①確定申告書と収支内訳書の写し 【年金受給者】 直近の年金改定通知書または年金支払通知書の写しと市区町村発行の所得証明
	収入がない	【以前から収入がない場合】 ①市区町村発行の非課税証明書 【廃業した場合】 ①廃業届の写し
	学生（予備校含）	①在学証明書または学生証のコピー
【別居している場合の追加書類】 （配偶者・学生及び会社辞令による単身赴任等は除く） ①直近3ヵ月の仕送り証明…銀行通帳や現金書留の写し等		
義父母 三親等内の親族	①上記、各事由の証明書 ②「同居していること」の証明書…世帯全員の続柄記載のある住民票の写し、など	

■ 日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類について

例外該当事由	証明書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	護照、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断しますので健康保険組合へお問い合わせください。

※書類等が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がされた日本語訳も添付。

(注) 公正な認定を行うため、ケースにより上記記載以外の書類を提出していただく場合もあります。